

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第123号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第9 2備考以外の部分中「1,000分の2」を「1,000分の2.5」に、「178」を「272」に、「410」を「627」に、「609」を「932」に、「336」を「420」に、「305」を「467」に、

「

冷蔵庫使用料

2,835

 を

「

冷蔵庫使用料

2,835

構内地使用料

139

 に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(産業観光局京都市中央卸売市場第二市場業務課)